

1. 件名：関西電力株式会社による大飯発電所1号炉及び2号炉において用いた資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関する面談（2）

2. 日時：令和2年7月31日（金）10時00分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階北会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、鈴木安全審査専門職、古田安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

酒井主任技術研究調査官、吉居技術研究調査官、川崎技術参与

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 原子力運用管理担当部長 他4名

5. 要旨：

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）と、令和2年6月26日に実施した第3回クリアランスに関する審査会合において原子力規制庁から指摘した事項等について、以下のとおり面談を実施した。

(1) 関西電力から、指摘事項に対する回答、法令等への適合性及び今後の審査の進め方について、配付資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の内容について指摘した。

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴うフォールアウトの影響について、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて（平成24・03・26 原院第10号 平成24年3月30日）」に紐づけて、試料採取方法、測定場所の設定の考え方等について説明すること。
- ・ 汚染の履歴の説明として、一次冷却材の移動及びそれに伴う二次的な汚染の発生、移動、付着等の挙動がわかるように、運転中及び定検中の状態毎に系統図等を用いながら詳細に説明すること。
- ・ 対象核種の選定において、当該核種を選定する根拠及び記載されている評価手順や手法によって「放射性物質の種類が幅広く選定される」理由を説明すること。
- ・ 放射能測定装置の設置場所におけるB区域がA区域相当であるとする根拠を説明すること。
また、保管容器で運搬することについて、密封性の試験成績書等で追加的な汚染が生じないことを説明すること。

- ・ 異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための措置について、申請書の記載を充実させること。
 - ・ 汚染の程度について、放射能濃度確認対象物の構造、部位、使用状況等による差や、それを切断して測定物とした時の放射能濃度のバラツキについて発生・保管情報調査の具体的な結果を含めて説明すること。
- (3) 関西電力から、今回の面談を踏まえ対応する旨の発言があった。

6. その他：

関西電力株式会社からの配付資料

- ・ 大飯1, 2号炉 クリアランス認可申請審査対応スケジュール（案）
- ・ コメント管理表（クリアランス認可申請）
- ・ コメント回答資料（東京電力福島原子力発電所の事故に伴うフォールアウトの影響について）
- ・ コメント回答資料（放射化汚染について）
- ・ コメント回答資料（評価対象核種の選定について）
- ・ コメント回答資料（トレイ型専用測定装置の設置場所について）
- ・ 大飯1号炉および2号炉 燃料取替用水タンクへのクリアランス制度適用に関する法令等の要求事項への適合性確認

以上